

第19回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年8月12日（水） 13時59分～14時29分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員（16名）

2番委員	今井 文雄	3番委員	駒井 雄多	4番委員	山口 知治
5番委員	大川 哲彌	6番委員	花田 昭二	7番委員	花田 良造
8番委員	對馬 忠法	9番委員	齋藤 美也子	10番委員	外川 清孝
11番委員	葛西 松静	13番委員	今井 龍美	14番委員	小山内 知寛
15番委員	木村 雅栄	16番委員	葛西 雅博	17番委員	古川 榮
18番委員	桑田 久毅				

4 欠席農業委員（3名）

1番委員	今井 由香里	12番委員	工藤 守	19番委員	高井 美奈子
------	--------	-------	------	-------	--------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（6名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-4	齋藤 陽徳	平賀-5	谷川 一雄
尾上-1	森内 優加利	尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一

6 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲		
------	------	------	------	--	--

7 出席事務局職員（5名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主査	佐藤 千尋	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第57号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第58号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第59号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第47号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第48号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ (省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 14 時 01 分】

議長 (今井龍
美)

これより、第 19 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
2 番 今井 文雄 委員、3 番 駒井 委員の両名にお願いいたしま
す。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません
か。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、福士事務局長補佐、成田碇ヶ
関支局長補佐、外川係長、佐藤主査の出席を求めました。書記に
は、成田碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 57 号から第 59 号
の 3 件、ほかに報告が 2 件でございます。
はじめに、議案第 57 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

佐藤主査

1 ページをご覧ください。

議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書と併せて 2 ページをご覧ください。

所有権移転について、38 番から 4 ページの 44 番までは譲渡人の要望、45 番は耕作便利によるものです。

件数は 8 件、面積 8,232 m²、田 2 筆 1,648 m²、畑 11 筆 6,584 m² です。

今回申請のあった案件については、申請事由により現地調査対象外である案件を含め、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 38 番から 45 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に議案第 58 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

5 ページをご覧ください。

議案第 58 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて、議案の 6 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の申請地は 7 ページのとおり、柏木小学校から南東へ約 900 m に位置します。土地利用計画は 8 ページのとおりです。

農地法が施行される前の昭和 26 年に建築し物置として使用していましたが、農地であることが判明したものです。

整理番号 2 番の申請地は 9 ページのとおり、旧大坊小学校から北西へ約 550 m に位置します。土地利用計画は 10 ページのとおり、農業用倉庫の建築です。

なお、整理番号 1 番については平川市地域農業経営基盤強化促進計画に記載されている農地で、すでに計画から除外済みであることから総会日を許可日として許可書を交付します。

整理番号 2 番については、これから平川市地域農業経営基盤強化促進計画から除外となるため、除外日を許可日として許可書を交付します。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 58 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に議案第 59 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

11 ページをご覧ください。

議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

12 ページをご覧ください。

所有権移転について、整理番号 33 番から 13 ページの 36 番までのとおりで、所有権移転日となる公告日は令和 8 年 9 月末頃の予定です。

なお、整理番号 36 番の対象地については、令和 8 年 1 月に開催された第 11 回総会において当時の所有者と買受人との売買が可決されたものの、公告手続きの前に所有者が死亡したため申請が取下げられていたところであり、今回、相続人である現在の所有者への相続登記が完了したことから、再度申請がなされたものです。

件数は 4 件、面積 10,936 m²、田 7 筆です。

続いて 14 ページをご覧ください。

利用権設定について、整理番号 13 番は再配分方式での賃貸借権設定です。

当該農地については、令和 6 年に当時の借受人が死亡して以降、農地中間管理機構から耕作者への貸付が行われていない未配分農地でありましたが、今回、新たな借受人が決定したため、再配分方式により利用権を設定するものです。

件数は 1 件、面積 5,419 m²、田 5 筆です。

今回申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 35 番、36 番、利用権設定の 13 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

4 番 山口委員

議長、4 番 山口です。

議長

4 番、山口委員

4 番 山口委員

所有権移転の 36 番について、他の案件と比べて売買金額が安価に思いますが、その理由をお教えてください。

佐藤主査	特段の理由はお聞きしておりませんが、双方の合意のもとの金額になったと聞いております。
中畑局長	補足いたします。農用地利用調整会議があった際は2人の農業委員が譲渡人と譲受人の間に入り、売買金額のことも含め相談しておりましたが、現在は調整会議が無くなり、売買金額は双方の合意のもと決定されるため、この金額となりました。
議長	他に、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、所有権移転の33番、34番については、14番 小山内委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。 (小山内委員 退席)
議長	それでは、所有権移転33番、34番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 小山内委員の入室を許可します。 (小山内委員 着席)

議長

次に、報告 2 件について、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

15 ページをご覧ください。

報告第 47 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

16 ページをご覧ください。

こちらは令和 8 年 6 月から同年 7 月までの間に受理した、相続による届出の一覧となります。

件数は 13 件、面積 80,516 m²、田 32 筆、畑 35 筆です。

外川係長

続いて 17 ページをご覧ください。

報告第 48 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

18 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の届出地は 19 ページのとおり、小和森小学校から南東へ約 450 m に位置するところです。土地利用計画は 20 ページのとおり賃貸集合住宅の建築で、太枠の部分が農地となります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 19 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 29 分】